

①契約内容説明書(前書面)
警備業法第19条、施行規則第33条第1号

(警備契約の締結内容は次のとおりですのでご確認を願います)

令和()年()月()日

()様

名古屋市熱田区花表町13番7号渡辺ビル3F
株式会社 サンセイコーポレーション
代表取締役 花井 宏行
TEL 052-871-7110 FAX 052-871-7109



項目	内容
1 警備業務を行う期間	令和()年()月()日～令和()年()月()日
2 警備業務を行う時間帯	AM/PM ()時()分～AM/PM()時()分
3 警備対象件名の名称、所在地	警備業務を実施するときまでに決める
4 警備員の人数及び担当業務	警備業務を実施するときまでに決める
5 警備員が有する知識及び技能	警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること
6 警備員が用いる服装	弊社規定の制服
7 使用する機器又は各種資機材	施設警備業務実施に必要な資機材
8 警備業務対象施設の鍵の管理	(鍵の保管々理無し) / (鍵の保管々理有り)
9 盗難等事故発生時の措置	警備指令書に基づき措置を講じ、緊急連絡先一覧に基づき必要な連絡を行う
10 報告の方法、頻度及び時期 その他依頼者への報告	毎日、警備業務終了時に「警備報告書」を作成し提出する。
11 警備料金・その他の費用	見積書・打合せによる
12 支払の時期及び方法 ※臨時契約支払サイトは14日間をお願いします	臨時警備につき契約終了後、即日締で請求書を送付させて 頂きます。締日から14日以内に現金を所定口座へお振込下さい。
13 警備業務の再委託に関する事項	やむを得ない場合は元請業者と協議し許可を得れば再委託可能とする。
14 免責に関する事項	天災地変その他会社の責めに帰さない損害
15 損害賠償の範囲、損害賠償額 その他の損害賠償に関する事項	会社の責めに帰すべき損害について、賠償責任保険に基づき、 対人5億円、対物5億円を限度として賠償する。 ただし、1名につき総額、1億円まで。
16 契約の更新に関する事項	契約の更新の際は行うものとする。
17 契約の変更に関する事項	契約内容に変更の際は行うものとする。
18 契約の解除に関する事項	契約内容が履行されなかった場合、解除できるものとする。
19 警備業務に関する苦情の受付窓口	株式会社サンセイコーポレーション
20 特約事項	見積書・打合せによる

上記の警備業務の契約の内容について確認しました。

令和()年()月()日

確認者

印

印
紙

②臨時警備契約書

お客様/弊社 控

契約締結日 令和()年()月()日

(甲)

(乙)

名古屋市熱田区花表町13番7号渡辺ビル3F
株式会社 サンセイコーポレーション
代表取締役 花井 宏行
TEL 052-871-7110 FAX 052-871-7109



甲と乙とは、臨時警備サービスに関し、以下のとおり契約しました。

- | | |
|-------------------------------|--|
| 1. 契約期間 | 令和()年()月()日 ~ 令和()年()月()日 |
| 2. 契約時間 | AM/PM()時()分 ~ AM/PM()時()分 |
| 3. 警備物件 | 発注書・打合せによる |
| 4. 警備人員 | 発注書・打合せによる |
| 5. 業務内容 | 発注書・打合せによる |
| 6. 契約金額 | 警備料金(1名1勤務)税抜 ()円
残業料金(1名1H)税抜 ()円
市外地(1名1勤務)税抜 ()円 |
| 7. 支払条件 | 臨時警備につき契約終了後、即日締で請求書を送付させて
頂きます。締日から14日以内に現金を所定口座へお振込下さい。 |
| 8. 警備業務に従事させる警備員が有する知識及び技能 | 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること |
| 9. 警備業務に従事させる警備員が用いる服装 | 弊社規定の制服 |
| 10. 警備業務を実施するために使用する機器または各種機材 | 警備業務実施に必要な資機材 |
| 11. 警備業務対象施設の鍵の管理に関する事項 | (鍵の保管々理無し) / (鍵の保管々理有り) |
| 12. 警備業務に関わる苦情の窓口 | (株)サンセイコーポレーション 連絡先 052-871-7110 |

第1条 乙がこの契約サービスを提供するために必要な権限は甲が乙に付与し、かつ業務に関する運営及び指揮の権限は乙が有します。

第2条 甲の労働争議、天変地異、その他乙の責に帰することのできない事由によりサービスの提供ができなくなったときは甲と乙は協議し、その期間中の契約料金について変更できるものとします。

第3条 1. 乙はこの契約に基づく業務遂行中に乙の責に帰すべき事由により生じた甲の損害について、下記賠償額を限度として保険により保証します。但し、乙の損害保険の対象には理由のいかんを問わず、甲の営業が休止、又は阻害されたことより生ずる喪失利益は含まないものとします。

2. 前項の賠償限度額は1事故につき、対人賠償、対物賠償それぞれ5億円とします。

3. 甲は、その損害賠償の事実を知ったときは可及的速やかに書面をもって乙の本店宛てに通知するものとします。甲が損害賠償請求するときは、その損害にかかる乙の責に帰すべき事由および損害の範囲を客観的に証明するものとします。甲が前記の処置をとらない限り、乙はその損害について一切の責任を負いません。

第4条 乙は下記事項については、責任の対象外とします。

1. 乙が甲の要求により実施する特別または追加業務提供行為から生じた傷害、損害または損失。このような傷害、損害または損失が乙またその従業員、もしくはその代理人の過失その他いかなる理由によるものか問いません。

2. 天変地異、その他不可抗力により生じた一切の損害。

③契約内容説明書(後書面)
警備業法第19条、施行規則第34条第1号

(警備契約の締結内容は次のとおりですのでご確認を願います)

令和()年()月()日

()様

名古屋市熱田区花表町13番7号渡辺ビル3F
株式会社 サンセイコーポレーション
代表取締役 花井 宏行
TEL 052-871-7110 FAX 052-871-7109



	項目	内容
1	警備業務を行う期間	令和()年()月()日～令和()年()月()日
2	警備業務を行う時間帯	AM/PM()時()分～AM/PM()時()分
3	警備対象件の名称、所在地	警備業務を実施するときまでに決める
4	警備員の人数及び担当業務	警備業務を実施するときまでに決める
5	警備員が有する知識及び技能	警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること
6	警備員が用いる服装	弊社規定の制服
7	使用する機器又は各種資機材	施設警備業務実施に必要な資機材
8	警備業務対象施設の鍵の管理	(鍵の保管々理無し) / (鍵の保管々理有り)
9	盗難等事故発生時の措置	警備指令書に基づき措置を講じ、緊急連絡先一覧に基づき必要な連絡を行う
10	報告の方法、頻度及び時期 その他依頼者への報告	毎日、警備業務終了時に「警備報告書」を作成し提出する。
11	警備料金・その他の費用	見積書・打合せによる
12	支払の時期及び方法 ※臨時契約支払サイトは14日間でお願いたします	臨時警備につき契約終了後、即日締で請求書を送付させて 頂きます。締日から14日以内に現金を所定口座へお振込下さい。
13	警備業務の再委託に関する事項	やむを得ない場合は元請業者と協議し許可を得れば再委託可能とする。
14	免責に関する事項	天災地変その他会社の責めに帰さない損害
15	損害賠償の範囲、損害賠償額 その他の損害賠償に関する事項	会社の責めに帰すべき損害について、賠償責任保険に基づき、 対人5億円、対物5億円を限度として賠償する。 ただし、1名につき総額、1億円まで。
16	契約の更新に関する事項	契約の更新の際は行うものとする。
17	契約の変更に関する事項	契約内容に変更の際は行うものとする。
18	契約の解除に関する事項	契約内容が履行されなかった場合、解除できるものとする。
19	警備業務に関する苦情の受付窓口	株式会社サンセイコーポレーション
20	特約事項	見積書・打合せによる
21	契約締結年月日	令和()年()月()日

上記の警備業務の契約の内容について確認しました。

令和()年()月()日

確認者

印